

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	1-003250

2 指名停止措置期間 令和4年6月22日～令和4年12月21日 (6か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社銭高組の元使用人が、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5 指名停止理由

上記の株式会社銭高組の元使用人が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたことが、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第9号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(7号及び8号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111